

## 榛東村介護保険事業者等における事故発生時の報告取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく施設及び事業所（以下「施設等」という。）において、利用者及び入所者（以下「利用者等」という。）に対する事故等が発生した場合に、施設等から榛東村長（以下「村長」という。）への報告の取扱いを定め、事故の速やかな解決及び再発防止に資することを目的とする。

### (報告の根拠)

第2条 この要領は、次に掲げる規定等による事故が発生した場合の村長への報告について適用する。

- (1) 群馬県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年群馬県条例第88号）
  - (2) 群馬県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年群馬県条例第89号）
  - (3) 榛東村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年榛東村条例第13号）
  - (4) 榛東村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年榛東村条例第6号）
  - (5) 群馬県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年群馬県条例第90号）
  - (6) 群馬県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年群馬県条例第91号）
  - (7) 群馬県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年群馬県条例第92号）
  - (8) 群馬県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年群馬県条例第17号）
  - (9) 榛東村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成31年榛東村条例第2号）
  - (10) 榛東村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成31年榛東村条例第1号）
  - (11) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
- (報告すべき事故等の種類及び範囲)

第3条 報告すべき事故等の種類は次のとおりとし、施設等の責任及び過失の有無を問わず報告するものとする。

(1) サービス提供中（送迎、通院、レクリエーション等での外出時、在宅の通所・入所サービス、施設サービス及び住宅サービスにおいては、利用者等が事業所、施設内にいる間もサービス提供中に含む。）における死亡事故及び負傷（通院入院を問わず、けがの程度については、医療機関で受診を要したもの又は家族等に連絡したものをいう。）で次に掲げるとき。

ア 死亡 自然死及び病死以外の死亡事故（自殺を含む。）。病気等による死亡のうち、死因等に疑義が生じる可能性のある場合又は事故報告からある程度の期間を経て死亡した場合も対象とする。

イ 転倒 歩行等による移動時の転倒事故による負傷

ウ 転落 高所からの転落事故による負傷

エ 誤嚥・窒息 食事等摂取時の誤嚥等による窒息事故

オ 異食 異物の誤飲による事故

カ 誤薬・与薬漏れ 誤った種類・量・時間の服薬による事故

キ 医療処置関連 医療処置（チューブ抜去等）に係る事故

ク 不明 原因不明の事故

ケ その他 溺水、交通事故、福祉用具不良、火災、暴力行為、法令違反その他の理由により利用者等がサービスの不利益を被ったもの

(2) 利用者の失踪（警察等への捜索願の有無に関わらず、介護サービスの提供中に、利用者の所在が不明になったときをいう。）、不法行為（犯罪行為として警察へ届け出たもの等をいう。）等が発生したとき。

(3) 感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に定めるもののうち、原則として一類、二類、三類及び四類とする。ただし、五類であっても、インフルエンザ等が施設又は事業所内に蔓延する等の状態になったときは報告すべき事故等とする。）、食中毒及び結核が発生したとき。ただし、関連する法律等に届出義務が定められているものについては、これに従うものとする。

(4) 職員等の法令違反、不祥事等が発生した場合で次に掲げるとき。

ア 利用者等からの預かり金横領等、利用者等の処遇に影響を及ぼす場合

イ 個人情報流出又は紛失した場合

ウ 職員等が逮捕された場合

(5) その他村長が報告を必要と判断するとき。

（報告すべき事故等の対象）

第4条 報告すべき事故等は、事故当事者である利用者等が榛東村の被保険者（住所地特例者を含む。）である場合及び施設等の所在地が榛東村内の場合と

する。

(報告の内容)

第5条 報告は、事故報告書（別記様式第1号）により行うものとする。ただし、施設等が定める書式であって報告すべき事項が記載されている書面による場合は、この限りでない。

(報告の手順)

第6条 施設等は、第3条に規定する事故等が発生したときは、次に掲げる手順により、個人情報の取扱いに十分注意し、村長に報告するものとする。

(1) 第一報

ア 施設等は、事故等の発生後速やかに家族、居宅介護支援事業所に連絡するとともに、村長に報告するものとする。

イ 報告すべき内容は、事故報告書に掲げる項目のうち、当該報告を行う時点で判明している部分とする。

ウ 緊急性の高いものは、電話等により村長に報告を行い、その後速やかに事故報告書を提出するものとする。

(2) 途中経過報告

施設等は、事故等の処理が長期化するときは、前号に規定する第一報を行った後の経過を適宜電話等で報告するものとする。

(3) 最終報告

施設等は、事故処理が終わったときは事故報告書を村長に提出するものとする。

(事故等の予防及び再発防止)

第7条 施設等は、次に掲げる必要な対応を行うものとする。

(1) 施設等は、事故等発生時に適切な対応を行うための事故対応マニュアルを整備し、従業員に周知徹底しなければならない。

(2) 施設等は、発生した事故等について原因を解明し、当該事故等の再発防止はもとより同類の事故等の発生を防止するための対策を講じておかなければならない。

(3) 施設等は、村長から事故等に関し確認等を求められた場合は、再度報告を行う等、村長の指示に従わなければならない。

(4) 施設等は、報告すべき事故等の範囲外の事故であっても、必ず記録をしなければならない。

(対応)

第8条 村長は、施設等から事故等の報告を受けたときは、事故に係る状況を把握するとともに、当該施設等の対応状況に応じて保険者として必要な指導等を行うものとする。この場合において必要があるときは、当該施設等の所

在市町村、県及び群馬県国民健康保険団体連合会と連携を図るものとする。  
(県等への情報提供)

第9条 村長は、報告を受けた事故等が次の各号のいずれかに該当したときは、県及び当該施設等の所在市町村へ報告するものとする。

- (1) 利用者が死亡したとき。
- (2) 虐待が原因と思われるとき。
- (3) 利用者等への身体拘束が原因と思われるとき。
- (4) 職員等の不祥事や法令違反等が原因と思われるとき。
- (5) その他、事例として情報提供することによって、他の施設等において同様の事故の発生を防止することができると思われるとき。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。